

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	平成31年度 第1回 枚方市建築審査会	
開催日時	平成31年4月25日（木曜日）	午後2時00分から 午後3時45分まで
開催場所	枚方市役所 別館 4階 特別会議室	
出席者	藤井 司会長、吉村英祐会長代理、佐野こずえ委員、 東野裕人委員、山添光訓委員	
欠席者	西山利正委員、太田照美委員	
案件名	<p>審議案件</p> <p>議案第1号 春日元町二丁目における建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可について（その1）</p> <p>議案第2号 春日元町二丁目における建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可について（その2）</p> <p>報告案件</p> <p>議案第1号から第9号 建築基準法第43条第2項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項</p> <p>報告第10号から第11号 建築基準法第43条第2項第二号許可の軽微な変更に関する報告事項</p> <p>その他 「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の施行に伴う建築審査会の運用事項の一部改正について（継続分）</p>	
提出された資料等の名称	<p>1 議事次第</p> <p>2 議案書</p> <p>3 参考資料</p> <p>4 建築基準法第43条第2項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項の資料</p> <p>5 法第43条第2項第二号許可の軽微な変更に関する報告事項の資料</p> <p>6 「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の施行に伴う建築審査会の運用事項の一部改正についての資料一式</p> <p>7 法第43条第2項第二号許可取扱要領</p>	

	<p>8 法第 44 条第 1 項第 2 号許可の一括同意基準</p> <p>9 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き許可の一括同意基準</p>
決定事項	<p>1 次の案件について枚方市建築審査会として同意した。</p> <p>議案第 1 号 春日元町二丁目における建築基準法第 43 条第 2 項第二号の規定による許可について（その 1）</p> <p>議案第 2 号 春日元町二丁目における建築基準法第 43 条第 2 項第二号の規定による許可について（その 2）</p> <p>2 次の案件について枚方市建築審査会として報告を受けた。</p> <p>報告第 1 号から第 9 号 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項</p> <p>報告第 10 号から第 11 号 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の軽微な変更に関する報告事項</p> <p>3 次の案件について枚方市建築審査会として承認した。</p> <p>その他 「枚方市審議会等の会議の公開に関する規程」の施行に伴う建築審査会の運用事項の一部改正について（継続分）</p>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>1 議案第 1 号、第 2 号並びに報告第 1 号、第 2 号、第 10 号の案件については、公開。</p> <p>2 報告第 3 号から第 9 号及び第 11 号については、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に該当するため非公開。</p> <p>3 「枚方市審議会等の会議の公開に関する規程」の施行に伴う建築審査会の運用事項の一部改正については、枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に該当するため非公開。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>1 議案第 1 号、第 2 号並びに報告第 1 号、第 2 号、第 10 号の会議録については、公表。</p> <p>2 報告第 3 号から第 9 号及び第 11 号並びに「本審査会の運用事項の一部改正について」は、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に該当するため非公表。</p> <p>3 「枚方市審議会等の会議の公開に関する規程」の施行に伴う建築審査会の運用事項の一部改正について（継続分）は、枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に該当するため非公表。</p>
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	都市整備部 開発指導室 開発調整課

審 議 内 容	
藤 井 会 長	<p>ただ今より、平成 31 年度第 1 回枚方市建築審査会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本審査会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>今回は新年度を迎えて初めての審査会でございます。4月の人事異動により、処分庁職員に変更がございますので、事務局より紹介をお願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	<p>それでは、かわりました職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>【職員紹介】</p>
藤 井 会 長	<p>それでは、初めに委員の出席状況を事務局からお願いします。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	<p>本審査会の委員総数7名のうち、本日は5名ご出席をいただいております。なお、西山委員、太田委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。</p>
藤 井 会 長	<p>ただいま事務局から報告がございましたとおり、本日は過半数の委員が出席されておりますので、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことを、確認したいと思います。</p> <p>さて、本日の案件は、審議案件として「春日元町二丁目における建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可について（その1）、同（その2）」の2件でございます。</p> <p>また、報告案件といたしまして、建築基準法第43条第2項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項が9件、同法第43条第2項第二号許可の軽微な変更に関する報告事項が2件、また、その他としまして、事務局から継続しております「本審査会の運用事項の一部改正について」を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>初めに、本建築審査会の開催に当たりまして、伊藤開発指導室長より、ご挨拶をお願いいたします。</p>
開発指導室長 伊 藤 室 長	<p>【挨拶】</p>
藤 井 会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、資料の確認を事務局からお願いします。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	<p>それでは、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>事前に送付させていただきました資料でございますが、議事次第。</p> <p>次に、平成31年度第1回枚方市建築審査会議案書。</p> <p>次に、議案書の参考資料でございます。</p> <p>次に、報告第1号から第9号案件の、建築基準法第43条第2項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項の資料と、報告第10号、第11号案件の法第43条第2項第二号許可の軽微な変更に関する報告事項の資料でございます。</p>

	<p>ます。</p> <p>次に、本日配布させていただきました資料でございますが、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の施行に伴う建築審査会の運用事項の一部改正についての資料一式と、クリアファイルの法第 43 条第 2 項第 2 号許可取扱要領、法第 44 条第 1 項第 2 号許可の一括同意基準、法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き許可の一括同意基準が綴じられた参考資料でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>資料については、以上でございます。</p>
藤井会長	<p>次に、本審査会は、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき運営を行っております。そのため、本審査会の公開・非公開につきましては、原則公開といたしますが、議案書等を確認しましたところ、案件のうち、議案第 1 号、第 2 号並びに報告第 1 号、第 2 号、第 10 号は、枚方市情報公開条例第 5 条に規定する非公開情報は、いずれも含まれておりません。</p> <p>報告第 3 号から第 9 号及び第 11 号は、個人申請の案件ですので、個人に関する情報が含まれております。</p> <p>また、本審査会の運用事項の一部改正についてでございますが、本審査会の意思決定に至るまでの過程における情報でございます。</p> <p>したがって、議案第 1 号、第 2 号並びに報告第 1 号、第 2 号、第 10 号の案件については公開とし、報告第 3 号から第 9 号及び第 11 号については、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号、また、本審査会の運用事項の一部改正については、同条例第 5 条第 6 号に基づいて非公開といたしますが、ご異議はございませんでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
藤井会長	<p>異議なしとのことですので、そのように取り扱いたします。</p> <p>次に、会議録につきましては、枚方市ホームページなどで公表いたしますが、非公開の扱いとする報告第 3 号から第 9 号及び第 11 号並びに本審査会の運用事項の一部改正については、非公表といたします。</p> <p>また、公開の扱いとする議案第 1 号、第 2 号並びに報告第 1 号、第 2 号、第 10 号の会議録については公表とし、議案書等につきましても、同様に凶書を抜粋して、公表することによりよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
藤井会長	<p>異議なしということですので、そのように取り扱いたします。</p> <p>次に、本日の審査会の傍聴希望ですが、希望者はいらっしゃらないということによろしいですか。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	はい。

	<p><u>2 審議案件</u></p> <p><u>議案第1号</u> <u>春日元町二丁目における建築基準法第 43 条第2項第二号の規定による許可について (その1)</u></p> <p><u>議案第2号</u> <u>春日元町二丁目における建築基準法第 43 条第2項第二号の規定による許可について (その2)</u></p>
藤井会長	<p>それでは、早速審議に移ります。</p> <p>議案第1号、第2号の「春日元町二丁目における建築基準法第 43 条第2項第二号の規定による許可について (その1) 、 (その2) 」の2件を、処分庁から説明をお願いいたします。</p>
<p>処分庁 開発審査課 本田主任</p>	<p>開発審査課、本田です。</p> <p>それでは、議案第1号「春日元町二丁目における建築基準法第 43 条第2項第二号の規定による許可について (その1) 」と議案第2号「同 (その2) 」につきまして、両議案の計画地が隣接しており、同様の案件であることから、あわせて説明させていただきます。</p> <p>両議案は、建築物の敷地が道路に接していないことにつきまして、建築基準法第 43 条第2項第二号の規定による許可を行うことに同意を求めるものでございます。</p> <p>着席して説明させていただきます。</p> <p>まず、本件許可に関する基準について、説明させていただきます。</p> <p>お手元のクリアファイル、法第 43 条第2項第二号許可取扱要領の 17 ページをご覧ください。</p> <p>本件は、提案基準 9 に該当する案件でございます。</p> <p>次のページ、18 ページの図をご覧ください。</p> <p>この基準は、計画建築物の敷地が接する通路について、平成 11 年 5 月 1 日時点において、現に建築物が建ち並んでいること。幅員が 4 メートル以上であり、延長距離が 35 メートルを超えるもので、関係権利者の協定が締結されているものであり、計画建築物の高さが 10 メートル以下かつ、地階を除く階数が 3 以下であることなどを条件とし、これら全てに該当するものを許可の対象とするものでございます。</p> <p>それでは、議案書に戻りまして、議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>申請建築物の概要について、説明いたします。</p> <p>申請者氏名は、株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行、敷地位置は、枚方市春日元町二丁目 24 番 15 の一部、地域地区等は、第 1 種中高層住居専用地域、指定建蔽率が 60 パーセントで、指定容積率が 200 パーセント、準防火地域に指定されております。主要用途は一戸建ての住宅で、敷地面積は 102.50 平方メートル、工事種別は新築、建築面積は 52.78 平方メートル、延べ面積は 100.44 平方メートル、構造は木造で階数は 2 階、最</p>

高高さ 7.655 メートル、軒高が 6.205 メートルでございます。

議案第 2 号につきましては、議案書の 14 ページに資料がございますが、議案第 1 号と異なるのは、敷地面積と建築面積で、それぞれ、103.10 平方メートルと 52.92 平方メートルでございます。

以上が申請建築物の概要でございます。

次に、議案書の 5 ページ、付近見取図をご覧ください。

図面の左上の着色された部分で、1 と書かれた敷地が議案第 1 号の申請地でございます。また、この下部の隣接地が議案第 2 号の申請地でございます。

次に、議案書の 6 ページ、現況図をご覧ください。

赤色で対象地と記載している部分で、上部が議案第 1 号の申請建築物の敷地、下部が議案第 2 号の申請建築物の敷地、黄色の着色部分が協定通路で、この協定通路は緑色で着色された法上の道路に接続しております。

協定通路は、その長さが約 37.4 メートルで、全長にわたって、通路形態が整備されており、幅員は 4 メートル以上確保されております。

次に、議案書の 7 ページ、配置図をご覧ください。

污水排水は、公共下水で接続し、雨水排水は協定通路の側溝へ放流する計画でございます。

次に議案書の 8 ページ、平面図をご覧ください。

申請建築物は一戸建ての住宅でございます。

議案第 2 号は、議案書の 19 ページに資料がございますが、2 階部分の間仕切りとバルコニーの長さが若干異なるものでございます。

次に、議案書の 9 ページ、立面図をご覧ください。

階数は 2 階以下で、外壁及び軒裏の構造は防火構造の性能を有するものとしております。

議案書の 10 ページは、断面図でございます。

次に、議案書の 11 ページ、通路協定書の写しをご覧ください。

本件は、平面図の左下、24-13 の部分が三つに分筆され、そのうち、いわゆる、喉元を除く 2 敷地について申請されたもので、赤色で囲っている部分が協定通路の部分でございます。

次に、別冊の参考資料をご覧ください。

表紙めくりまして、1 ページ目、現況写真撮影箇所及び消火栓位置図をご覧ください。

青い丸が消火栓の位置を示しております。申請地を包含する消火栓が設けられており、消防活動上支障がないものとして、消防署と協議が整っております。

次に、参考資料 2 ページをご覧ください。

写真 1 につきましては、申請地を南東側から撮影したもので、写真 2 につ

	<p>きましては、協定通路を南側から撮影したものでございます。</p> <p>次に、参考資料 3 ページをご覧ください。</p> <p>写真 3 は、申請地を南西側から撮影したもので、写真 4 は、申請地を南東側から撮影したものでございます。申請地は現在更地となっております。</p> <p>次に、参考資料の 4 ページをご覧ください。</p> <p>写真 5 は、協定通路の中央部分から撮影したもので、写真 6 は協定通路の末端部分を撮影したものでございます。</p> <p>次に、参考資料の 5 ページをご覧ください。</p> <p>写真 7 は協定通路を北側から撮影したもので、写真 8 は申請地を北東側から撮影したものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、議案書の 3 ページにお戻りいただきまして、裏面をご覧ください。</p> <p>議案書の 3 ページ裏面でございます。</p> <p>最後に調査意見でございます。</p> <p>本申請地、前面の通路につきましては、平成 31 年に通路協定書が締結されており、建築基準法第 43 条第 2 項第二号空地として判定されております。本件許可に関しまして、通路及び敷地の状況は、法第 43 条第 2 項第 2 号許可取扱要領の提案基準 9 に規定している建築物の用途、規模、構造基準及び協定通路を道路と読みかえて適用する建築基準関係規定にも適合しております。したがって、本申請につきましては、両議案とも交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認められるため、建築基準法第 43 条第 2 項第二号の規定に基づき許可を行おうとするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。</p>
藤井会長	<p>ただいま、説明がございました、議案第 1 号、第 2 号につきまして、ご意見、ご質問等、ございますでしょうか。</p>
吉村会長代理	<p>議案書の 6 ページに現況平面図がありますが、黄色く塗った私道の上に着色していない台形のところがあります。ここはどういう位置づけになるのでしょうか。</p>
処分庁 開発審査課 本田主任	<p>写真を見ていただくとわかりやすいのですが、参考資料の 4 ページの下部の写真を見ていただいてもよろしいですか。</p> <p>黄色で塗っていない部分は、道路状に整備されており、奥に 2 軒、一戸建ての建物がありまして、その建築敷地となっております。</p> <p>下の写真ですが、スケールを斜めに足元に置いているのですが、こちらが協定通路部分の末端となります。その奥は、道路状に整備されておりまして、これは奥の一戸建ての建物が 2 軒あるのですが、こちらの敷地設定に含まれているものになります。</p>
吉村会長代理	<p>そういうことですか、わかりました。ところで、袋小路の距離はどこで測</p>

	りますか。道路の中心で測るのですか。斜めになっていますが、実際はこのD2Aと書いているあたりまでですか。
処分庁 開発審査課 本田主任	そうですね。通路協定書に記載しているのですが、道路の中心で37.4メートルと計測しております。
吉村会長代理	この斜めの角度は非常に浅くても、やはり中心で測るわけですか。 この一括同意基準では行き止まりは直角ですけど、斜めになった場合は中心ということですか。
処分庁 開発審査課 本田主任	今回のケースで言いますと、最短の部分が36.64メートルで、最長の部分が38.79メートルですので、いずれにせよ、35メートルを超えておりますので、今回は中心の寸法を通路協定書に記載しております。
吉村会長代理	この両方の平均が、35メートルまではいいということですか。
処分庁 開発審査課 本田主任	実際、そのようなギリギリの微妙な案件というのはありませんので、今後、個別対応していかないといけないかと考えます。
吉村会長代理	個別対応ですか。本件には直接関係がないのですが、道路の長さの測り方には、全国統一の規定みたいなものがあるのかなと思ったんですけど。
処分庁 開発審査課 本田主任	位置指定道路の際は、道路中心線です。
吉村会長代理	中心ですか、多分そうだろうと思いました。役所の解釈と一般の方の解釈で、相違が起り得るのではと思いましたので。 結構です、ありがとうございます。
藤井会長	ほかにございませんでしょうか。
山添委員	議案書11ページの協定書を見ますと、この土地所有者は一人のようですが、この場所にお住まいなのか、この底地だけを持っている、いわゆる不在地主みたいな形でどこか違う場所に住んでおられるのか、その辺り、経緯等含めて教えていただきたいと思います。 それと、2点目ですが、6ページの突き当たりのところ、吉村会長代理からもお話がありました台形のところで、この図面を見る限りは、何となく道路状に整備はされているような気もしますが、この奥の突き当たりのところで、先ほどの写真を見ると物置があったようにも見たのですが、ここの敷地というのは、この43条ただし書きで、恐らく、この建物も許可されていると思いますが、そのときの敷地のエリアっていうのは、今書いているエリアなのか、それとも、一旦道路はできていて、その道路を自分の敷地に取り込んでいくような感じで占有なさっているのですか。その場合は、この台形のところは協定空地になるのですか。そのあたり少しご説明をお願いします。

処分庁 開発審査課 本田主任	<p>まず、一つ目の質問ですが、通路部分の所有者、〇〇様ですけれども、こちらの方は、地番 24-13 の所有者でもあります。現在、どこにお住まいされているかはわかりませんが、この地番 24-13 を三つに分筆しまして、今回、申請地である二つにつきましては、アーネストワンが所有しております。いわゆる、喉元と呼ばれる部分をこの〇〇様がお持ちになられています。</p> <p>次に、6 ページの突き当たりの2軒の件ですが、こちらは平成 13 年に許可し、確認申請がおりておりまして、そのときの建築確認上の敷地設定は、こちらの斜めに切り取られた通路部分を含んだ形で、確認申請がおりております。</p> <p>ですので、確認申請が出される前に整備されたものだと推測しますが、含んだ形での申請となっておりますので、このような通路協定を締結されたものです。</p>
山 添 委 員	<p>ありがとうございました。敷地を別に取り込んでいるのではないということですね。</p> <p>これは、私の聞き逃しかもしれないですが、この 18 ページの提案基準 9 の注釈ですけど、この建物は、耐火建築物、準耐火建築物、政令 136 条の 2 の建築防火構造を有しているというようなことに、これが、許可条件になるわけですね。これは、どこかに説明書きをされていましたか。</p>
処分庁 開発審査課 本田主任	<p>こちら括弧書きにおきまして、安全上、防火上、衛生上支障がないと認められるものについては、防火構造とすることができるとように書いております。この階数が 2 階以下の一戸建ての住宅につきましては、安全上、防火上、衛生上支障がないと認められるものと判断しております。</p>
山 添 委 員	<p>2 階以下は、この耐火建築物、準耐火建築物でなくても良いということですか。</p>
処分庁 開発審査課 本田主任	<p>そうです、防火構造を有するものであれば良いということです。</p>
山 添 委 員	<p>この場所は法 22 条区域ですよ。</p>
処分庁 開発審査課 本田主任	<p>準防火地域です。</p>
山 添 委 員	<p>準防火で軒裏耐火ということですね。軒裏は大丈夫なのですかね。</p>
処分庁 開発審査課 本田主任	<p>軒裏は準耐火構造の仕様になっております。</p>
山 添 委 員	<p>わかりました。</p>

吉村会長代理	議案書 22 ページの通路協定書で、〇〇様がお持ちの土地の地番が 24 番 1 から 24 番 14 ということで、地籍図でいうと 24 番 14 というのはどこにありますか。
処分庁 開発審査課 本田主任	24 番 1 の右側の細い道になります。
吉村会長代理	左側には手書きで書かれています、ここには書いていないですね。
処分庁 開発審査課 本田主任	手書きで右側のほうに「イ」、24-14 と書いておまして、少し小さいですが、細い部分に「イ」と書いております。
吉村会長代理	なるほど。元の図がこうだから変えられないんですね。
藤井会長	いかがでしょうか。特に、ほかはよろしいでしょうか。 そうしましたら、特にないようですので、ただいま審議いただきました議案第 1 号、第 2 号について、同意することにご異議はございませんでしょうか。
委員	(異議なし)
藤井会長	異議なしということでございますので、議案第 1 号、第 2 号について、同意することといたします。
	<u>3 報告案件</u> <u>報告第 1 号から第 9 号</u> <u>建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項</u> <u>報告第 10 号から第 11 号</u> <u>建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の軽微な変更に関する報告事項</u>
	【報告第 3 号から第 9 号及び第 11 号は非公表】
藤井会長	それでは、次に報告案件に移りたいと思います。 報告第 1 号から第 9 号の建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の一括同意基準に基づく報告事項並びに報告第 10 号、第 11 号の建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の軽微な変更に関する報告事項について、処分庁から説明をお願いいたします。
処分庁 開発審査課 阿部係長	ただいま、ご案内いただきました報告案件につきまして、開発審査課より、ご報告いたします。着席して、ご報告させていただきます。 資料は、表紙に報告資料と印刷されている冊子でございますが、前回と同様に内容については、スクリーンと法第 43 条第 2 項第二号許可取扱要領のクリアファイルを使用して報告させていただきます。 先に、基準の説明をさせていただきますので、法第 43 条第 2 項第二号許可取扱要領のクリアファイルをお開きください。 それでは、建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可に係る一括同意案件と同

許可を受けたものの軽微な変更について、報告いたします。

一括同意基準により許可した報告件数は9件で、報告第1号から第9号です。報告資料の2ページの報告事項の一覧表がございますので、こちらのほうをご確認ください。

内容につきましては、報告事項の一覧表のとおりでございます。一括同意基準2が3件、一括同意基準3が5件、一括同意基準4が1件の合計9件となります。

次に、報告資料58ページをご覧ください。

軽微な変更に関する報告事項の一覧表がございます。内容については、報告事項の一覧表のとおりでございます。

それでは、基準の説明に移らせていただきます。

取扱要領の5ページをお開きください。クリアファイルの取扱要領になります。

一括同意基準2の説明をさせていただきます。一括同意基準2は、提案基準3に該当するものをあらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱うものです。提案基準3について、ご説明いたします。次ページ、6ページの中央の図をご覧ください。当該基準は計画建築物の敷地が接する通路について、平成11年5月1日時点において、現に建築物が建ち並んでいること。幅員が4メートル以上であり、計画建築物の敷地が通路に2メートル以上接していること。延長距離が35メートル以内であること、もしくは、延長距離が35メートルを超えていても、通り抜けの形態があり、両端が法上の道路に接していること。通路の所有権等を有する者による通路協定書が締結されていることを条件とし、これら全てに該当するものを許可の対象としております。

続きまして、一括同意基準3について説明いたします。

次ページの7ページをご覧ください。

一括同意基準3は、提案基準4に該当するものをあらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱うものです。

8ページの中央の図をご覧ください。

当該基準は計画建築物の敷地が接する通路について、平成11年5月1日時点において、現に建築物が建ち並んでいること。幅員が2.7メートル以上であり、計画建築物の敷地が通路に2メートル以上接していること。延長距離が35メートル以内であること。もしくは、35メートルを超えていても、通り抜けの形態があり、両端が道路に接していること。通路の所有権等を有する者による通路協定が締結されていることを条件とし、これら全てに該当するものを許可の対象としています。

続きまして、一括同意基準4について、説明いたします。

取扱要領の15ページをお開きください。

	<p>一括同意基準4は、提案基準8に該当するものをあらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱うものです。</p> <p>提案基準8について、説明いたします。</p> <p>取扱要領16ページ、上の図をご覧ください。</p> <p>当該基準は、計画建築物の敷地と道路の間に河川、水路等、道路事業等の道路予定地が存在する場合において、橋等で道路に2メートル以上接しており、通行について、水路等の施設管理者との協議が整っているものを対象としています。</p> <p>それではスクリーンで、各案件ごとの説明をさせていただきます。</p> <p>(パワーポイントで説明)</p> <p>それでは、報告第1号、星丘2丁目の案件になります。申請地は赤い印をしているところになります。こちらが、通路協定書が締結されていることを示す書類です。こちらが配置図になります。緑色で着色している部分が法上の道路になります。黄色で着色している部分が通路協定書の締結している通路になります。こちらは、法上の道路から敷地を撮っている写真になります。これは協定通路の終端から道路側に向けて写真を撮っております。少しわかりにくいですが、赤囲いしているところが今回の申請の敷地になります。</p> <p>続きまして、報告第2号の説明をさせていただきます。</p> <p>第2号は、宮之阪2丁目にある物件となります。こちらが通路協定書になります。こちら赤囲いしているところが協定通路の範囲となります。こちらと同じように緑色が法上の道路で、黄色い部分が協定通路の範囲となります。法上の道路から敷地に向かって撮っている写真でございます。こちらは近景になります。</p> <p>ここで、報告第10号の軽微な変更の説明を追加でさせていただきたいと思っております。こちらが許可時の配置図になります。少しスライドを戻します。この範囲です。配置の変更になりました。経過としましては、工事を進めていく中で私設管が、ここを通っていることがわかりまして、基礎を避けるために配置が変わったというものでございます。これが変更前、これが変更後です。こちらは、軽微な変更で処理しております。</p> <p>ここまでの報告第1号から第10号までまとめて説明させていただきました。以上で報告は終わります。</p> <p>今回は前回と同様に報告案件の会議資料を配っておりますが、今後はペーパーレス化推進のためにこのように画面を用いて報告させていただきたいと思っております。それに伴い、次回からは報告案件については、紙資料の配付は行ないませんのでよろしくお願いいたします。</p>
藤井会長	<p>ただいま、説明がありました報告第1号から第11号について、大変盛りだくさんの内容でしたが、ご質問等ございませんでしょうか。</p>

	<p><u>4 その他</u> <u>「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の施行に伴う建築審査会の運用事項の一部改正について（継続分）</u></p>
	<p>【その他は非公表】</p>
藤井会長	<p>これをもちまして、本日予定しておりました案件は、全て終了いたしました。</p> <p>審査会運営の適正化を図るため、枚方市建築審査会議事規則第5条第2項に基づきまして、本日の会議録の署名人には、私と、あと2名は、吉村会長代理と東野委員にお願いし、会議録の清書後、署名をしていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これで本審査会を閉会いたします。</p>